

会員通知 第84号
平成19年11月19日

会員代表者各位

証券会員制法人 札幌証券取引所
理事長 伊藤 義郎

売買システムによる売買を行う銘柄の対象拡大に伴う「業務規程」等の一部改正について

本所は、別紙のとおり「業務規程」等の一部改正を行い、平成19年11月26日から施行しますので、御通知いたします。

今回の改正は、本所が利用する株式会社東京証券取引所の株式売買システム（以下「売買システム」という。）について、単独上場銘柄に加えて、本所と東京証券取引所に重複上場している銘柄についても、売買システムによる売買を行うことが可能となります。それに伴い、所要の改正を行うこととするものです。

改正の概要は、以下のとおりです。

1. 売買システムによる売買を行う銘柄の拡大に伴う規則改正

日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券が売買システムにより売買することが可能となることに伴い、「日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程並びに信用取引及び貸借取引規程の特例」のうち売買に関する事項を業務規程に移管することとします。

2. 売買システムによる売買以外の売買

売買システムによる売買以外の売買は、株券の当日決済取引並びに転換社債型新株予約権付社債券及び債券の売買とします。

3. その他

本所が定める基準値段について、本所が必要と認めるときは、他の金融商品取引所の約定値段、気配その他の実情を勘案して定めることができることとします。

以上

「業務規程」等の一部改正について

目 次

(ページ)

1. 業務規程の一部改正新旧対照表	1
2. 日経300株価指数連動型上場投信信託の受益証券に関する有価証券上場規程、 業務規程並びに信用取引及び貸借取引規程の特例	5
3. 業務規程施行規則の一部改正新旧対照表	13
4. 監理ポスト及び整理ポストに関する規則の一部改正新旧対照表	16
5. 呼値に関する規則の一部改正新旧対照表	17
6. 呼値の制限値幅に関する規則の一部改正新旧対照表	18
7. 日経300株価指数連動型上場投信信託の受益証券に関する有価証券上場規程、 業務規程並びに信用取引及び貸借取引規程の特例の施行規則	20

業務規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(売買立会の区分及び売買立会時)</p> <p>第2条 本所の売買立会は、午前立会及び午後立会に分ち、各売買立会時は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 株券(新株予約権証券及び投資信託受益証券(投資信託の受益証券をいう。以下同じ。))を含む。<u>第56条及び第57条を除き以下同じ。</u></p> <p>午前立会は、午前9時から11時までとし、午後立会は、午後0時30分から3時30分までとする。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(売買立会の区分及び売買立会時)</p> <p>第2条 本所の売買立会は、午前立会及び午後立会に分ち、各売買立会時は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 株券(新株予約権証券を含む。第57条を除き以下同じ。)</p> <p>午前立会は、午前9時から11時までとし、午後立会は、午後0時30分から3時30分までとする。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>(売買の種類)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 普通取引は、売買契約締結の日から起算して4日目(休業日を除外する。以下日数計算について同じ。)の日に決済を行うものとする。ただし、次の各号に掲げる日の売買については、当該売買契約締結の日から起算して5日目の日に決済を行うものとする。</p> <p>(1) 第24条第1項の規定により株券について、<u>配当落(配当(剰余金の配当をいう。))には、投資信託受益証券の収益分配を含む。以下同じ。)</u>又は権利落として定める期日</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) <u>株券</u>について、株券等の保管及び振替に関する法律(昭和59年法律第30号)に基づく実質株主の通知を行うため本所が必要と認める日</p>	<p>(売買の種類)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 普通取引は、売買契約締結の日から起算して4日目(休業日を除外する。以下日数計算について同じ。)の日に決済を行うものとする。ただし、次の各号に掲げる日の売買については、当該売買契約締結の日から起算して5日目の日に決済を行うものとする。</p> <p>(1) 第24条第1項の規定により株券について、<u>配当落(配当とは、剰余金の配当をいう。)</u>又は権利落として定める期日</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) <u>株式会社証券保管振替機構(以下「保管振替機構」という。)</u>が保管振替業において取り扱う内国株券(以下「<u>機構取扱株券</u>」<u>という。)</u>について、株券等の保管及び振替に関する</p>

(5) 略
4～6 (略)

(呼 値)
第14条 (略)
2～6 (略)

7 呼値の単位は、次の各号に定めるところによる。

(1) 株券（投資信託受益証券を除く。）

株券は、1株（新株予約権証権については、新株予約権の目的である株式1株の交付を受けることができる新株予約権の数を、1株とする。以下同じ。）につき、当該1株の値段が、2,000円以下の場合には1円、2,000円を超え3,000円以下の場合には5円、3,000円を超え3万円以下の場合には10円、3万円を超え5万円以下の場合には50円、5万円を超え10万円以下の場合には100円、10万円を超え100万円以下の場合には1,000円、100万円を超え2,000万円以下の場合には1万円、2,000万円を超え3,000万円以下の場合には5万円、3,000万円を超える場合は10万円とする。ただし、本所が呼値の単位を引き下げる必要があると認めて特に指定したものは、当該呼値の単位を下回る呼値の単位とする。

(2) 投資信託受益証券

前号の規定（新株予約権証券に係る部分を除く。）は、投資信託受益証券について準用する。この場合において、「1株」とあるのは「1口」と読み替えるものとする。

(3) (略)
(4) (略)
8～11 (略)

る法律（昭和59年法律第30号）に基づく実質株主の通知を行うため本所が必要と認める日

(5) 略
4～6 (略)

(呼 値)
第14条 (略)
2～6 (略)

7 呼値の単位は、次の各号に定めるところによる。

(1) 株券は、1株（新株予約権証権については、新株予約権の目的である株式1株の交付を受けることができる新株予約権の数を、1株とする。以下同じ。）につき、当該1株の値段が、2,000円以下の場合には1円、2,000円を超え3,000円以下の場合には5円、3,000円を超え3万円以下の場合には10円、3万円を超え5万円以下の場合には50円、5万円を超え10万円以下の場合には100円、10万円を超え100万円以下の場合には1,000円、100万円を超え2,000万円以下の場合には1万円、2,000万円を超え3,000万円以下の場合には5万円、3,000万円を超える場合は10万円とする。ただし、本所が呼値の単位を引き下げる必要があると認めて特に指定したものは、当該呼値の単位を下回る呼値の単位とする。

(新設)

(2) (略)
(3) (略)
8～11 (略)

(売買単位)

第15条 売買単位は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 株券(優先株、投資信託受益証券を除く。)は、上場会社(本所の上場株券の発行者をいう。以下同じ。)が単元株式数(会社法(平成17年法律第86号)第2条第20号に規定する単元株式数をいう。)を定めているときは当該単元株式数とし、定めていないときは1株とする。ただし、本所が特に指定した銘柄については、本所が定めるところによる。

(2) 投資信託受益証券は、1口とする。ただし、本所が特に指定した銘柄については、本所がその都度定める口数とする。

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(売買の停止)

第27条 本所は、次の各号に掲げる場合には、本所が定めるところにより、有価証券の売買を停止することができる。

(1) 上場会社又は上場投資信託受益証券の発行者が株式の併合又は分割等のため、株券の提出を求める場合で、本所が必要であると認める場合

(1) の2 (略)

(2) 有価証券又はその発行者等に関し、投資者の投資判断に重大な影響を与えるおそれがあると認められる情報が生じている場合で、当該情報の内容が不明確である場合又は本所が当該情報の内容を周知させる必要があると認める場合

(3) ~ (5) (略)

(売買単位)

第15条 売買単位は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 株券(優先株を除く。)は、上場会社(本所の上場株券の発行者をいう。以下同じ。)が単元株式数(会社法(平成17年法律第86号)第2条第20号に規定する単元株式数をいう。)を定めているときは当該単元株式数とし、定めていないときは1株とする。ただし、本所が特に指定した銘柄については、本所が定めるところによる。

(新設)

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(売買の停止)

第27条 本所は、次の各号に掲げる場合には、本所が定めるところにより、有価証券の売買を停止することができる。

(1) 上場会社が株式の併合又は分割等のため、株券の提出を求める場合で、本所が必要であると認める場合

(1) の2 (略)

(2) 有価証券又はその発行者に関し、投資者の投資判断に重大な影響を与えるおそれがあると認められる情報が生じている場合で、当該情報の内容が不明確である場合又は本所が当該情報の内容を周知させる必要があると認める場合

(3) ~ (5) (略)

(立会外分売)

第32条 (略)

2・3 (略)

4 第2項の規定により届出を行った正会員は、本所が当該届出を受理した時から第34条の買付申込時間終了時までにおいて、当該分売に係る銘柄が、上場廃止基準に該当し又は該当するおそれがあると本所が認めたときは、当該届出を取り消すことができる。

(公開買付期間中における自己買付け)

第56条 (略)

(削る)

付 則

この改正規定は、平成19年11月26日から施行する。

(立会外分売)

第32条 (略)

2・3 (略)

4 第2項の規定により届出を行った正会員は、本所が当該届出を受理した時から第34条の買付申込時間終了時までにおいて、当該分売に係る銘柄が、有価証券上場規程株券上場廃止基準第2条若しくは優先株に関する有価証券上場規程の特例第4条に該当し又は該当するおそれがあると本所が認めたときは、当該届出を取り消すことができる。

(公開買付期間中における自己買付け)

第56条 (略)

2 正会員は、前項第2号又は第4号に定める買付けを行った場合は、本所が定めるところにより、その内容を本所に報告するものとする。

日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程並びに信用取引及び貸借取引規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 この特例は、日経300株価指数連動型上場投資信託(金融商品取引法(昭和23年法律第25号。以下「法」という。))第3条の2に規定する特定株式投資信託となる証券投資信託に限る。以下「投資信託」という。)の受益証券(以下「受益証券」という。)の上場及び売買等について、有価証券上場規程、業務規程並びに信用取引及び貸借取引規程の特例を規定する。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>第14条及び第15条</u> 削除</p> <p>(削る)</p> <p><u>第18条から第31条まで</u> 削除</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この特例は、日経300株価指数連動型上場投資信託(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第3条の2に規定する特定株式投資信託となる証券投資信託に限る。以下「投資信託」という。)の受益証券(以下「受益証券」という。)の上場、<u>売買及びその決済並びに受益証券の売買の受託等</u>について、有価証券上場規程、業務規程並びに信用取引及び貸借取引規程の特例を規定する。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>(売買立会の区分及び売買立会時)</u></p> <p><u>第14条 受益証券の売買立会は、午前立会及び午後立会に分ち、午前立会は午前9時から11時までとし、午後立会は午後0時30分から3時30分までとする。</u></p> <p><u>(売買立会による売買)</u></p> <p><u>第15条 受益証券の売買立会による売買は、売買システムによる売買以外の売買により行う。</u></p> <p><u>(呼値の順位)</u></p> <p><u>第18条 受益証券の競争売買における呼値の順位は、次の各号に定めるところによる。</u></p> <p><u>(1) 低い値段の売呼値は、高い値段の売呼値に優先し、高い値段の買呼値は、低い値段の買呼値に優先する。</u></p> <p><u>(2) 同一値段の呼値については、次に定めるところによる。</u></p> <p><u>a 呼値が行われた時間の先後により、先に行われた呼値は、後に行われた呼値に優先する。</u></p>

(削る)

b 同時に行われた呼値及び行われた時間の
先後が明らかでない呼値の順位は、本所が
定める。

(3) 成行呼値は、それ以外の呼値に値段的に
優先し、成行呼値相互間の順位は、同順位と
する。

2 受益証券について、売買立会の始めの約定値
段が決定されるまでに行われたすべての呼値及
び本所が定めるところにより売買が中断された
場合の中断後最初の約定値段が決定されるまで
に行われたすべての呼値は、それぞれ同時に行
われたものとみなす。

3 午後立会（半休日においては午前立会）終了
時において第20条第3項の規定により定める
値幅の限度の値段により対当されることとなる
場合の成行呼値は、当該値段による呼値とする。
この場合において、当該値段による呼値は、す
べて同時に行われたものとみなす。

(個別競争売買)

第19条 受益証券の個別競争売買においては、
次の各号に掲げる約定値段を定める場合を除
き、売呼値の競合、買呼値の競合及び売呼値と
買呼値との争合により、最も低い値段の売呼値
と最も高い値段の買呼値とが合致するとき、そ
の値段を約定値段とし、前条第1項に定める呼
値の順位に従って、対当する呼値の間に売買を
成立させる。

(1) 売買立会の始めの約定値段

(2) 本所が定めるところにより、売買が中断
された場合の中断後最初の約定値段

(3) 売買立会終了時における約定値段

(4) 前各号に定めるもののほか、本所が定め
るところにより気配表示が行われている場合
の約定値段及び本所が呼値の状況から必要が
あると認める場合の約定値段

2 前項各号の約定値段を定める場合において

は、売呼値の競合、買呼値の競合及び売呼値と買呼値との争合により、次の各号に掲げる売呼値の合計数量と買呼値の合計数量とが一定の値段で合致するとき、その値段を約定値段とし、前項第1項に定める呼値の順位に従って、対当する呼値の間に売買を成立させる。

(1) 成行呼値の全部の数量

(2) 当該値段に満たない値段による売呼値及び当該値段を超える値段による買呼値の全部の数量

(3) 当該値段による呼値について、次に掲げる数量

a 売呼値又は買呼値のいずれか一方の全部の数量

b 他方の呼値の数量については、本所が定める数量

3 前項の場合において、売呼値の合計数量と買呼値の合計数量とが合致する一定の値段が二つ以上あるときの約定値段は、これらの値段のうち直前の約定値段と同一の値段があるときは、当該値段とし、直前の約定値段と同一の値段がないときは、直前の約定値段に最も接近する値段とする。ただし、本所が直前の約定値段を基準とすることが適当でないとき認めるときは、本所がその都度定める値段とする。

4 第2項の規定にかかわらず、第1項第3号の約定値段を定める売買の値段が、直前の約定値段（本所が定めるところにより気配表示が行われているときは、当該気配値段）を基準として、本所が定める値幅を超えるときは、売買を不成立とする。

(呼 値)

第20条 受益証券の呼値の単位は、受益権1口につき、当該1口の値段が、2,000円以下の場合には1円、2,000円を超え3,000円以下の場合には5円、3,000円を超え3万

(削る)

円以下の場合は10円、3万円を超え5万円以下の場合は50円、5万円を超え10万円以下の場合は100円、10万円を超え100万円以下の場合は1,000円、100万円を超える場合は1万円とする。ただし、本所が呼値の単位を引き下げる必要があると認めて特に指定した場合は、当該呼値の単位を下回る呼値の単位とする。

2 受益証券の呼値は、収益分配金含みとする。

3 受益証券の呼値は、本所の定める値幅の限度を超える値段により行うことができない。

4 当日決済取引の呼値は、同一の会員が売り呼値とそれに対当させるための買呼値を同時に行うものとする。

5 この特例に定めるもののほか、受益証券の呼値に関し必要な事項については、本所が定める。

(売買単位)

(削る)

第21条 受益証券の売買単位は、発行されている券種の口数とする。

(収益分配落の期日)

(削る)

第22条 受益証券の売買につき、収益分配落とする期日（以下「収益分配落の期日」という。）は、本所が定める。

2 前項の期日以後に締結した売買契約は、収益分配落として決済するものとする。

(売買の取消し)

(削る)

第23条 本所は、過誤のある注文により受益証券の売買が成立した場合において、その決済が極めて困難であり、本所の市場が混乱するおそれがあると認めるときは、本所が定めるところにより、本所が定める受益証券の売買を取り消すことができる。

2 前項の規定により本所が受益証券の売買を取り消した場合には、当該売買は初めから成立し

なかったものとみなす。

3 会員は、第1項の規定により本所が受益証券の売買を取消したことにより損害を受けることがあっても、過誤のある注文を発注した会員に対して、その損害の賠償を請求できないものとする。ただし、過誤のある注文の発注に際して、会員に故意又は重過失が認められる場合は、この限りでない。

4 会員は、第1項の規定により本所が受益証券の売買を取り消したことにより損害を受けることがあっても、本所に対して、その損害の賠償を請求できないものとする。ただし、本所に故意又は重過失が認められる場合は、この限りでない。

(売買の停止)

第24条 本所は、次の各号に掲げる場合には、本所が定めるところにより、受益証券の売買を停止することができる。

(1) 受益証券又は委託会社に関し、投資者の投資判断に重大な影響を与えるおそれがあると認められる情報が生じている場合で、当該情報の内容が不明確である場合又は本所が当該情報の内容を周知させる必要があると認める場合

(2) 売買の状況に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合、その他売買管理上売買を継続して行わせることが適当でないとして認める場合

(3) 売買の取消しを行う可能性があることを周知させる必要があると認める場合

(過誤訂正等のための売買)

第25条 正会員は、受託証券について顧客の注文を真にやむを得ない事由による過誤等により、委託の本旨に従って本所の市場において執行することができなかつたときは、本所が定め

(削る)

(削る)

るところにより、あらかじめ本所の承認を受け、当該承認に係る受益証券の売付け又は買付けを、本所が適正と認める値段により、自己がその相手方となって売買立会及び次条第1項の売買によらずに執行することができる。

2 前項の売買の決済は、当該顧客の受付け又は買付けを、委託の本旨に従って執行することができた場合における決済日に行うものとする。

(復活のための売買)

第26条 正会員は、顧客の注文に係る受益証券の売買が第23条第1項の規定により取り消されたときは、本所が定めるところにより、あらかじめ本所の承認を受け、当該承認に係る受益証券の売付け又は買付けを、当該取り消された売買における値段と同じ値段により、過誤のある注文を発注した会員を相手方として売買立会及び過誤訂正等のための売買によらずに執行することができる。この場合において、当該過誤のある注文を発注した会員は、当該売付け又は買付けの相手方としてこれに応じなければならない。

2 前項の売買の決済は、取り消された受益証券の売買が取り消されなかった場合における決済日に行うものとする。

(非清算参加者と指定清算参加者との間で決済のために授受する受益証券)

第27条 有価証券等清算取次ぎの委託に基づく受益証券の売買の決済のために非清算参加者と指定清算参加者との間で授受する受益証券の数量は、銘柄ごとの受益証券の売付数量と買付数量の差引数量とする。

(過誤のある注文の公表)

第28条 本所は過誤のある注文が発注された場合において、本所が売買管理上必要と認めると

(削る)

(削る)

(削る)

きは、当該注文を発注した会員の名称その他必要事項を公表することができる。

2 前項の規定に基づき、本所が必要と認めて公表を行ったときは、当該注文を発注した会員は、遅滞なく、本所が定める事項を公表しなければならない。

(削る)

第29条 削除

(業務規程の読替え)

(削る)

第30条 受益証券に係る業務規程第2条第2項、第9条第3項、第32条及び第33条の規定の適用については、同第2条第2項中「前項」とあるのは「日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引及び貸借取引規程並びに受託契約準則の特例第14条」と、同第9条第3項中「次の各号に掲げる日の売買」とあるのは「日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引及び貸借取引規程並びに受託契約準則の特例第2条第1項の規定により受益証券について収益分配落として定める期日の売買」と、同第32条中「第9条第3項各号(第3号を除く。)に掲げる日」とあるのは「受益証券の収益分配落の期日」と、「銘柄が、有価証券上場規程株券上場廃止基準第2条若しくは優先株に関する有価証券上場規程の特例第4条」とあるのは「受益証券が、日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引及び貸借取引規程並びに受託契約準則の特例第10条」と、同第33条中「当該銘柄の配当落等の期日又は転換条件の変更期日の前日」とあるのは「受益証券の収益分配落の期日」とする。

(削る)

第31条 削除

付 則

この改正規定は、平成19年11月26日から
施行する。

業務規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(売買システムによる売買以外の売買)</p> <p>第2条 規程第7条ただし書に規定する本所が定める売買は、次の各号に定める売買とする。</p> <p>(1) 株券の<u>当日決済取引及び転換社債型新株予約権付社債券の当日決済取引、普通取引及び発行日決済取引に係る売買</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(売買システムによる売買以外の売買)</p> <p>第2条 規程第7条ただし書に規定する本所が定める売買は、次の各号に定める売買とする。</p> <p>(1) 株券及び転換社債型新株予約権付社債券の当日決済取引、普通取引及び発行日決済取引に係る売買 <u>(本所のみを上場されている銘柄の株券の普通取引及び発行日決済取引を除く。)</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>(保管振替機構が実質株主の通知を行うために本所が必要と認める日)</p> <p>第3条 規程第9条第3項第4号に規定する本所が必要と認める日は、当該株券 <u>(投資信託受益証券を除く。)</u> の発行者が事業年度を1年とする法人である場合(会社法第454条第5項に規定する中間配当に係る基準日を定めたときを除く。)において、各営業年度の開始の日から起算して6か月を経過した日の3日前(休業日を除く。以下日数計算において同じ。)の日(6か月を経過した日が休業日に当たるときは、当該日の4日前の日)とする。</p>	<p>(保管振替機構が実質株主の通知を行うために本所が必要と認める日)</p> <p>第3条 規程第9条第3項第4号に規定する本所が必要と認める日は、当該株券の発行者が事業年度を1年とする法人である場合(会社法第454条第5項に規定する中間配当に係る基準日を定めたときを除く。)において、各営業年度の開始の日から起算して6か月を経過した日の3日前(休業日を除く。以下日数計算において同じ。)の日(6か月を経過した日が休業日に当たるときは、当該日の4日前の日)とする。</p>
<p>(売買の停止)</p> <p>第22条 規程第27条の規定により行う売買の停止は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 規程第27条第2号に掲げる場合の売買の停止は、有価証券又はその発行者に関し、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則 <u>(その特例を含む。)</u> により開示が必要とされる事実に関する情報が生じ</p>	<p>(売買の停止)</p> <p>第22条 規程第27条の規定により行う売買の停止は、次の各号に定めるところによる</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 規程第27条第2号に掲げる場合の売買の停止は、有価証券又はその発行者に関し、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則により開示が必要とされる事実に関する情報が生じている場合において、</p>

ている場合において、本所が必要と認めた時から、当該情報の真偽及び内容に関する発表等が行われたことを本所が確認した後 30 分を経過した時（監理ポスト若しくは整理ポストへの割当て事由に該当する場合又はそのおそれがあると認める場合は、本所が取引ポスト割当ての決定に関する発表を行った後 30 分を経過した時）までとする。ただし、当該銘柄を整理ポストに割り当てることとした場合その他本所が停止の継続を適当と認めた場合は、停止期間を延長することができる。

(4) (略)

(取消しの可能性の周知が必要と認める場合)

第 22 条の 2 (略)

(1) 株券

上場株式数（投資信託受益証券の場合は上場受益権口数をいう。）の 10% に相当する数量

(2) (略)

2 (略)

(立会外分売の数量)

第 24 条 (略)

2 前項の規定は、投資信託受益証券について準用する。

(削る)

第 29 条 (略)

本所が必要と認めた時から、当該情報の真偽及び内容に関する発表等が行われたことを本所が確認した後 30 分を経過した時（監理ポスト若しくは整理ポストへの割当て事由に該当する場合又はそのおそれがあると認める場合は、本所が取引ポスト割当ての決定に関する発表を行った後 30 分を経過した時）までとする。ただし、当該銘柄を整理ポストに割り当てることとした場合その他本所が停止の継続を適当と認めた場合は、停止期間を延長することができる。

(4) (略)

(取消しの可能性の周知が必要と認める場合)

第 22 条の 2 (略)

(1) 株券

上場株式数の 10% に相当する数量

(2) (略)

2 (略)

(立会外分売の数量)

第 24 条 (略)

(新設)

(公開買付けに係る正会員の自己買付けの報告)

第 29 条 規程第 56 条第 1 項第 2 号又は第 5 号に定める買付けを行った場合の同条第 2 項に規定する売買内容の報告は、本所が定める様式により、売買を行った日の翌日の午前 11 時までに行うものとする。

第 30 条 (略)

付 則

この改正規定は、平成19年11月26日から施行する。

監理ポスト及び整理ポストに関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(監理ポスト、整理ポストへの割当て)</p> <p>第3条 監理ポスト又は整理ポストへの割当ては、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 株券(投資信託受益証券を除く。以下同じ)については、次のとおりとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">a・b (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成19年11月26日から施行する。</p>	<p>(監理ポスト、整理ポストへの割当て)</p> <p>第3条 監理ポスト又は整理ポストへの割当ては、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 株券については、次のとおりとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">a・b (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p>

呼値に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(空売りの区分)</p> <p>第5条 業務規程第14条第1項第2号に規定する空売りである旨は、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第14条各号に掲げる取引であるか否かの別を区分して明らかにしなければならない。ただし、<u>次の各号に掲げる有価証券で新たに上場された銘柄（本所がその都度指定する銘柄を除く。以下「直接上場銘柄」という。）の上場後最初の約定値段（以下「初値」という。）の決定前その他本所が適当と認める場合については、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>本所若しくは国内の他の金商品取引所に上場されている株券（投資信託受益証券を除く。）の発行者以外の者が発行する株券（投資信託受益証券を除く。）</u></p> <p>(2) <u>投資信託受益証券（国内の他の金融商品取引所に上場されている銘柄を除く。）</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成19年11月26日から施行する。</p>	<p>(空売りの区分)</p> <p>第5条 業務規程第14条第1項第2号に規定する空売りである旨は、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第14条各号に掲げる取引であるか否かの別を区分して明らかにしなければならない。ただし、<u>本所又は国内の他の金融商品取引所に上場されている株券の発行者以外の者が発行する株券で新たに上場された銘柄（本所がその都度指定する銘柄を除く。以下「直接上場銘柄」という。）の上場後最初の約定値段（以下「初値」という。）の決定前その他本所が適当と認める場合については、この限りでない。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

呼値の制限値幅に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(基準値段)</p> <p>第4条 前2条に規定する呼値の制限値幅の基準値段は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 株券</p> <p>前日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ)の当該銘柄の最終値段(呼値に関する規則第9条の規定により気配表示された最終気配値段を含む。以下同じ。)とし、前日に約定値段(呼値に関する規則第9条の規定により気配表示された気配値段を含む。)がない場合は、本所がその都度定める。ただし、業務規程第24条第1項の規定により定める株券の配当落等の期日(以下「配当落等の期日」という。)又は同条第25条の規定により定める取得対価の変更期日の基準値段は、別表「基準値段算出に関する表」により算出した値段とする。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p><u>(4) 前各号の規定にかかわらず、本所は、市場情勢の推移等により必要と認めるときは、国内の他の金融商品取引所における約定値段、気配その他の実情を勘案して定めることができる。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>[別表] 基準値段算出に関する表</p> <p>1 基準値段の算出については、次の算式による。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 投資信託受益証券</u></p> <p><u>第1号、第2号の規定は、投資信託受益証券について準用する。</u></p>	<p>(基準値段)</p> <p>第4条 前2条に規定する呼値の制限値幅の基準値段は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 株券</p> <p>前日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ)の当該銘柄の最終値段(呼値に関する規則第9条の規定により気配表示された最終気配値段を含む。以下同じ。)とし、前日に約定値段(<u>直接上場銘柄以外の銘柄については、</u>呼値に関する規則第9条の規定により気配表示された気配値段を含む。)がない場合は、本所がその都度定める。ただし、業務規程第24条第1項の規定により定める株券の配当落等の期日(以下「配当落等の期日」という。)又は同条第25条の規定により定める取得対価の変更期日の基準値段は、別表「基準値段算出に関する表」により算出した値段とする。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2・3 略</p> <p>[別表] 基準値段算出に関する表</p> <p>1 基準値段の算出については、次の算式による。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(新設)</p>

(5) (略)

(4) (略)

付 則

この改正規定は、平成19年11月26日から
施行する。

日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、
業務規程並びに信用取引及び貸借取引規程の特例の施行規則

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程並びに信用取引及び貸借取引規程の特例（以下「受益証券特例」という。）に基づき、本所が定める事項並びに受益証券特例の解釈及び運用に関し、必要な事項を定める。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程、<u>信用取引及び貸借取引規程並びに受託契約準則</u>の特例（以下「受益証券特例」という。）に基づき、本所が定める事項並びに受益証券特例の解釈及び運用に関し、必要な事項を定める。</p>
<p>(削る)</p>	<p><u>(同時呼値の順位)</u></p> <p>第14条 <u>業務規程施行規則第6条（第2号を除く。）の規定は、受益証券特例第18条第1項第2号bに規定する同時に行われた呼値及び行われた時間の先後が明らかでない呼値の順位について準用する。この場合において、業務規程施行規則第6条中「規程第10条第2項第2号b」とあるのは「受益証券特例第18条第1項第2号b」と、「株券、新株引受権証券、転換社債券及び新株引受権付社債券」とあるのは「受益証券」と、「規程第10条第4項」とあるのは「受益証券特例第18条第3項」と読み替えるものとする。</u></p>
<p>(削る)</p>	<p><u>(売買の中断)</u></p> <p>第15条 <u>業務規程施行規則第8条の規定は、受益証券特例第18条第2項及び同第19条第1項第2号に規定する売買が中断された場合について準用する。この場合において、業務規程施行規則第8条中「規程第10条第3項及び同第12条第2項第2号」とあるのは「受益証券特例第18条第2項及び同第19条第1項第2号」と、「規程第27条第2号から第5号まで」とあるのは「受益証券特例第24条」と読み替</u></p>

(削る)

えるものとする。

(売買の取消し)

第16条 業務規程施行規則第13条第1項の規定(第1号a及び同号bを除く。)は受益証券特例第23条第1項に規定する売買の取り消しについて準用する。この場合において、業務規程施行規則第13条中「規程第13条第1項」とあるのは「受益証券特例第23条第1項」と、同条第1号中「次のa又はbに定める数量若しくは金額」とあるのは「受益証券特例の施行規則第23条の2に定める数量に2を乗じて得た数量(当該売買の決済を特に困難とする状況が認められる場合にあつては同条に定める数量)」と、「規程第27条第5号の規定により売買が停止された時、立会外取引に関する業務規程、信用取引及び貸借取引規程並びに受託契約準則の特例第10条第5号の規定により立会外取引に係る売買が停止された時又は規程第62条の2の規定により当該過誤のある注文について公表された時のいずれか早い時」とあるのは「受益証券特例第24条第3号の規定により売買が停止された時」と読み替えるものとする。

2 業務規程施行規則第13条第2項の規定は、受益証券特例第23条第1項に規定する売買の取り消しについて準用する。この場合において、業務規程施行規則第13条第2項中「規程第13条第1項」とあるのは「受益証券特例第23条第1項」と読み替える。

(売買の取消しの範囲)

(削る)

第16条の2 業務規程施行規則第14条の規定は、受益証券特例第23条第1項に規定する本所が定める受益証券の売買について準用する。この場合において、業務規程施行規則第14条中「規程第13条第1項」とあるのは「受益証

(削る)

券特例第23条第1項」と、「規程第27条第5号」とあるのは「受益証券特例第24条第3号」と、「規程第62条の2」とあるのは「受益証券特例第28条」と読み替えるものとする。

(約定値段を定める場合の合致数量)

第17条 業務規程施行規則第10条(第3号を除く。)の規定は、受益証券特例第19条第2項第3号bに規定する本所が定める他方の呼値の数量について準用する。この場合において、業務規程施行規則第10条中「規程第12条第3項第3号b」とあるのは「受益証券特例第19条第2項第3号b」と、「株券、新株引受権証券、転換社債券及び新株引受権付社債券」とあるのは「受益証券」と、「規程第12条第2項第1号、第2号及び第4号」とあるのは「受益証券特例第19条第1項第1号、第2号及び第4号」と、「株券」とあるのは「受益証券」と、「規程第12条第2項第3号」とあるのは「受益証券特例第19条第1項第3号」と読み替えるものとする。

(削る)

(気配表示)

第18条 業務規程施行規則第11条の規定は、受益証券特例第19条第4項かっこ書、同第30条の規定により読み替えて適用する業務規程第33条かっこ書並びに同第36条第1項かっこ書に規定する気配表示について準用する。この場合において、業務規程施行規則第11条中「規程第12条第2項第4号及び第5項かっこ書、同第33条かっこ書並びに同第36条第1項かっこ書」とあるのは「受益証券特例第19条第4項かっこ書、同第30条の規定により読み替えて適用する業務規程第33条かっこ書並びに同第36条第1項かっこ書」と、「呼値に関する規則第13条」とあるのは「日経300

株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程並びに信用取引及び貸借取引規程の特例の施行規則第21条において準用する呼値に関する規則第13条」と読み替えるものとする。

(売買立会終了時の約定値段を定める売買における値幅)

(削る)

第19条 業務規程施行規則第12条の規定は、受益証券特例第19条第4項に規定する本所が定める値幅について準用する。この場合において、業務規程施行規則第12条中「規程第12条第6項」とあるのは「受益証券特例第19条第4項」と読み替えるものとする。

(呼値の制限値幅)

(削る)

第20条 呼値の制限値幅に関する規則第2条第1項(ただし書を除く。)及び第3項並びに同第5条の規定は、受益証券特例第20条第3項に規定する本所が定める呼値の値幅について準用する。この場合において、呼値の制限値幅に関する規則第2条第1項中「株券(新株引受権証書を含む。以下同じ。)」とあるのは「受益証券」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程並びに信用取引及び貸借取引規程の特例の施行規則第20条において準用する呼値の制限値幅に関する規則第2条第1項」と、同第5条中「第2条、第2条の2及び第3条」とあるのは「日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程並びに信用取引及び貸借取引規程の特例の施行規則第20条において準用する呼値の制限値幅に関する規則第2条第1項及び第3項」と、「全部又は一部の銘柄」とあるのは「受益証券」と読み替

えるものとする。

2 前項において準用する呼値の制限値幅に関する規則第2条第1項及び第3項に規定する呼値の制限値幅の基準値段は、前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）の当該受益証券の最終値段（次条において準用する呼値に関する規則第13条の規定により気配表示された最終気配値段を含む。以下同じ。）とし、前日に約定値段（次条において準用する呼値に関する規則第13条の規定により気配表示された気配値段を含む。以下同じ。）がない場合は、本所がその都度定める。ただし、受益証券特例第22条第1項の規定により定める受益証券の収益分配落の期日の基準値段は、収益分配落となる日の前日の当該受益証券の最終値段から当期収益分配金額（当期収益分配金額が確定していない場合は本所がその都度定める金額）を差し引いた値段とする。

3 前項の規定にかかわらず、本所又は国内の他の金融商品取引所に上場されている受益証券以外の受益証券で新たに上場された受益証券（以下「新規上場受益証券」という。）の上場日における呼値の制限値幅の基準値段は、当該受益証券の上場日前日の受益権一口当たりの信託財産純資産額とする。

（呼値に関する事項）

第21条 呼値に関する規則第2条、同第3条、同第4条（第1項を除く。）、同第7条、同第8条（第1項第1号を除く。）及び同第9条（第1項第1号、第3項及び第4項第2号から第5号を除く。）の規定は、受益証券特例第20条第4項に規定する本所が定める事項について準用する。この場合において、呼値に関する規則第3条中「業務規程第27条」とあるのは「受益証券特例第23条」と、同第4条中「売買シ

（削る）

システムによる売買以外の売買」とあるのは「受益証券」と、「業務規程第12条第2項」とあるのは「受益証券特例第19条第1項」と、同第8条中「業務規程第12条第2項」とあるのは「受益証券特例第19条第1項」と、同第9条中「第1項」とあるのは「日経300株価指数連動型上場投資信託受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程並びに信用取引及び貸借取引規程の特例の施行規則第21条において準用する呼値に関する規則第9条第1項」と、「次の各号」とあるのは「次」と、「値段（直接上場銘柄の上場日（初値の決定前に限る。）における当該直接上場銘柄並びに監理ポスト及び整理ポストに関する規則第3条又は第5条の規定に基づき整理ポストに割り当てられた銘柄のうち、本所がその都度指定した銘柄に係る指定後最初の約定値段の決定日（当該約定値段の決定前に限る。）までにおける当該銘柄については、本所が板呼値の状況等を勘案してその都度定める値幅の値段）」とあるのは「値段（日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程並びに信用取引及び貸借取引規程の特例の施行規則第13条第2号の規定に基づき整理ポストに割り当てられた銘柄のうち、本所がその都度指定した銘柄に係る指定後最初の約定値段の決定日（当該約定値段の決定前に限る。）までにおける当該銘柄については、本所が板呼値の状況等を勘案してその都度定める値段）」と、「株券」とあるのは「受益証券」と読み替えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、新規上場受益証券の上場後最初の約定値段の決定前における最初の気配値段は、当該受益証券の上場日前日の受益権一口当たりの信託財産純資産額とする。

(削る)

(収益分配落の期日)

第22条 受益証券特例第22条に規定する収益分配落とする期日は、次の各号に定める日とする。

(1) 当日決済取引

収益分配金を受ける者を確定するための基準日（以下「受益者確定日」という。）の翌日とする。

(2) 普通取引

受益者確定日の3日前（受益者確定日が休業日に当たるときは、受益者確定日の4日前の日）とする。

(売買の停止)

(削る)

第23条 受益証券特例第23条の規定により行う売買の停止は、次の各号に定めるところによる。

(1) 受益証券特例第23条第1号に掲げる場合の売買取引の停止は、受益証券又は証券投資信託委託会社に関し、受益証券特例第6条第1項の事実又は同条第2項の事項に関する情報が生じている場合において、本所が必要と認めた時から当該情報の真偽及び内容に関する発表等が行われたことを本所が確認した後30分を経過した時（監理ポスト若しくは整理ポストへの割当て事由に該当する場合又はそのおそれがあると認める場合は、本所が取引ポスト割当ての決定に関する発表を行った後30分を経過した時）までとする。ただし、当該銘柄を整理ポストに割り当てることとした場合その他本所が停止の継続を適当と認めた場合は、停止期間を延長することができる。

(2) 受益証券特例第23条第2号に掲げる場合の売買の停止は、本所がその都度必要と認める期間とする。

(3) 受益証券特例第24条第3号に掲げる場

	<p><u>合の売買の停止は次の a 又は b に定める期間とする。</u></p> <p>a <u>売買の取消しを行う場合</u> <u>本所がその都度必要と認める期間</u></p> <p>b <u>売買の取消しを行わない場合</u> <u>本所が売買の取消しを行わないことを発表した後 30 分を経過した時まで</u></p>
(削る)	<p><u>(取消しの可能性の周知が必要と認める場合)</u></p> <p><u>第 23 条の 2 受益証券特例第 24 号第 3 号に掲げる売買の停止は、原則として、過誤のある注文により、上場受益権口数の 10% に相当する数量を超える数量の売買が成立した場合とする。</u></p>
(削る)	<p><u>(過誤訂正等のための売買の承認申請)</u></p> <p><u>第 24 条 受益証券特例第 25 条の規定により本所の承認を受けようとする会員は、本所が定める様式により申請を行うものとする。</u></p>
(削る)	<p><u>(復活のための売買)</u></p> <p><u>第 25 条 受益証券特例第 26 条の規定により本所の承認を受けようとする会員は、本所が定める様式により申請を行うものとする。</u></p> <p><u>(1) 過誤のある注文に係る売買が最初に成立した時から受益証券特例第 24 条第 3 号の規定により売買の停止が行われた時（売買の停止が行われなかった場合にあつては、同特例第 28 条の規定により当該過誤のある注文について公表された時）までの間に、次のいずれかの売買（以下「連鎖取引」という。）を行っていること。</u></p> <p>a <u>取り消された売買に係る注文を委託した顧客が、当該取り消された売買に係る注文を委託した正会員と同一の正会員に委託して行った、当該取り消された売買に係る売</u></p>

付け後の売却代金による買付け又は買付け後の当該買付けた受益証券の売付け

b 信用取引により貸付けを受けた買付代金又は売付有価証券の弁済（弁済の繰延期限にあたる日における弁済に限る。）のための売買

(2) 取り消された売買に係る売付け又は買付けが、取引一任契約又は金融商品取引業者（法第28条第1項第1号に掲げる行為に係る業務の登録を受けた者に限る。）の自己の計算に基づき行われたものでないこと。

(3) 売買の取消しが行われたことにより、委託者が連鎖取引の決済を行うことができなくなること。

3 復活のための売買は、顧客ごとに、2千万円を、取り消された売買に係る銘柄の当該売買が行われた日における基準値段（基準値段がない場合には、本所がその都度定める値段。）で除して得た数量を、当該銘柄の売買単位で除して得た数量（10に満たない端数は切り上げる。）を上限とする。ただし、当該顧客について業務規程施行規則第23条の2第1項に規定する申請を行うときは、業務規程第31条の2第1項の売買及び立会外取引特例第12条第1項の売買の合計について、当該上限を適用するものとする。

付 則

この改正規定は、平成19年11月26日から施行する。